

第22期第2回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和3年6月8日（火）午後1時30分～午後3時

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、
工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（10名出席 1名は途中出席）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰

事務局：齋藤 和敬、保坂 芽衣、松井 崇人

農林水産部水産漁港課：百瀬 夏実、山田 美沙登

3 議事事項

- (1) 秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- (2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (3) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (4) 知事許可漁業の制限措置について（諮問）
- (5) 知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- (6) 広域漁業調整委員会委員の互選について（協議）
- (7) 秋田海区漁業調整委員会指示（まき餌使用の制限）について（協議）
- (8) その他
 - ①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ②新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について
 - ③秋田県資源管理協定審査基準について
 - ④資源管理手法検討部会に関する意見表明の申し出について
 - ⑤令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
 - ⑥その他

4 開会・あいさつ

○事務局（齋藤）

ただ今より、第22期第2回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。

三浦委員から遅れると連絡がありました。現在の出席委員が9名で、出席委員数が過半数に達していますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、

本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

昨年来、コロナウイルスに振り回されていますが、今年度も、竿灯まつりを始めとした県内の祭りやイベントが軒並み中止又は規模縮小となっています。辛うじて今日明日の聖火リレーは行われるとのことで、良かったと思っております。

また、高齢者向けのワクチン接種が始まり、これから本格的に対策が進んでいくものと思われます。早く一般の方々もワクチンを接種できるようになり、新型コロナウイルス感染症が収束することを願っております。

この後事務局からも説明がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年は全漁調連の会議のほとんどがWeb会議や書面決議で行われました。本来であれば通常総会をやらなくてはいけないのですが、今年度も書面決議となっております。昨年開催予定であった70周年記念大会も中止になり、後藤前委員と澤木前委員が水産庁長官賞を受賞しその場で表彰される予定でしたが、表彰状は事務局あてに送付される運びとなりました。

また、今年は秋田県が開催担当となっている新潟・山形・秋田3海区連絡協議会についても、今の状況から果たして開催できるのか、皆様からも意見をいただいて方向性を決めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

本日の議事進行についても皆様のご協力をよろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。前回の委員会でもお話ししたとおり反時計回りの順番で指名とし、今回は齊藤委員と腰山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○齊藤委員、腰山委員

はい。

7 議事

議題1：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願います。

○事務局（百瀬）

令和3年7月から管理が開始となる、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シ

ナ海系群」と「ずわいがに日本海系群 B 海域」を県資源管理方針に追加する改正についての諮問です。(諮問文音読)

まさばとごまさばは同じ漁場で漁獲されており、特に小型サイズは見分けるのが難しいことから、市場では区別されずに取り扱われているため、1つの管理区分となっております。定置網漁業の他、秋田県に住所等を有する者がまさば及びごまさばを採捕するすべての漁業が対象です。

本県では、定置網漁業で9割以上が漁獲されており、また、議題2でご説明しますが、本県には具体的な数量配分がされないため、漁獲量による管理を行わず漁獲努力量で管理を行う書きぶりとなっております。既に方針を定めている「まあじ」と「まいわし対馬暖流系群」と同様に、県内の経営体数×200日とし、現行よりも漁獲圧力を高めないように管理する内容です。

ずわいがに日本海系群 B 海域について、日本海系群 B 海域は新潟県より北の日本海を指します。小型機船底びき網漁業の他、秋田県に住所等を有する者がずわいがにを採捕するすべての漁業が対象となります。なお、沖合底びき網漁業、かにかご漁業は大臣許可漁業であり、漁獲量は大臣管理区分になるため対象外です。

本県では、小型機船底びき網漁業による漁獲が多くを占めております。次の議題2でご説明しますが、農林水産大臣から本県への配分量が示されているので、ずわいがにについては、漁獲量による管理を行う書きぶりとなっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

ただ今の諮問について質問やご意見はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

よろしければ、事務局から答申案をお願いします。

○事務局

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 B 海域に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

○議長

それでは次に移ります。議題2について、事務局から説明願ひします。

○事務局(百瀬)

令和3管理年度における知事管理漁獲可能量についての諮問です。(諮問文音

読)

国から本県に配分された漁獲可能量について、まさば及びごまさばについては現行水準となっており、目安数量は100トン未満です。本県の漁獲量は過去3年間いずれも100トンを超え、令和2年には154トンの漁獲量がありましたが、水産庁に問い合わせたところ、本県は全国に占める漁獲割合が0.04%と少なく、資源管理方針に定めるとおり漁獲努力量での管理となるため、目安数量を多少超過しても影響は少ないと回答を得ております。管理期間においては、漁獲状況に応じて適宜漁業者への指導も検討して参ります。

ずわいがにについては、漁獲可能量は21トンとなっております。過去5年間の実績を見ても10トンを超えた年はありませんので、十分な配分量と考えます。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群B海域の漁獲可能量について、国の配分通知に合わせ、本県の配分数量を記載した告示により定めたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今の諮問について、何か質問はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

遠慮せず聞きたいことがあれば聞いてください。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それではこれでよろしいということで、事務局から答申案をお願いします。

○事務局

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

○議長

それでは次に移ります。議題3について、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に係る諮問です。（諮問文音読）

5月14日付けで、国から漁獲可能量の変更について通知がありました。

令和3管理年度の当初の漁獲可能量は、2月の本委員会での諮問を経て2月26日に公表したところですが、今回、前年度未利用分の繰越と、国の留保からの追加配分があり、都道府県別漁獲可能量は、小型魚が32.6トンで、当初配分に対して11.1トンの追加配分、大型魚が43.5トンで、当初配分に対して15トンの追加配分となりました。

漁獲可能量は、いわゆる漁獲枠のことです。この後の説明で混在しますが、同じこととしてお聞きいただければと思います。

県内の知事管理区分別の配分量については、2月に定めた秋田県資源管理方針に基づき、小型魚は平成22～24年、大型魚は平成27～29年の実績割合に応じた配分となります。

なお、現行の資源管理方針の基準によらない配分を行う場合は、資源管理方針を変更し、大臣の承認を受ける必要がありますが、知事管理漁獲可能量の変更のみであれば、漁業法の規定に基づき、海区漁業調整委員会への諮問のみにより行うことができますので、速やかに漁業者に追加配分するため、今回は漁獲可能量の変更のみとしています。

本委員会の前に漁業者説明会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響で対面の会議ができず、事前に各地区から配分案について意見を伺ったところです。地区間の管理方法については意見や要望も多く、調整が必要であることから、今後、対面での会議が開催できる状況になった場合、説明会を開催することとします。

また、漁業者の理解を得た上で、柔軟な資源管理ができるよう、資源管理方針を改正し、漁業者団体間での協定締結も検討したいと考えております。

協定締結までの対応といたしまして、各地区の意見も踏まえ、「令和3管理年度秋田県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する知事管理区分の留保及び漁獲可能量の融通等実施要領（案）」を作成しましたので、本委員会にてご承認いただきたいと考えております。

この要領（案）は国の要領を参考に作成しております。あらかじめ県留保として各漁業種類に配分していない枠の開放ルールや、知事管理区分間での漁獲枠の融通ルールを定めておくことで、定置網漁業と漁船漁業間での漁獲枠の変更を関係者の合意により速やかに行うことができます。なお、漁獲枠を変更した場合は、本委員会で報告することとします。

要領（案）の具体的な内容について説明します。

はじめに、県留保の配分ルールについてです。現在、当初配分の1割に当たる小型魚2.2トン、大型魚2.9トンを県留保としていますが、これについては、定置網漁業と漁船漁業それぞれにおいて、漁獲量が漁獲枠の70%に達した場合に配分することとします。70%に達した場合は、漁業を自粛するよう知事が指導することになりますので、やむを得ない混獲による超過を回避する措置としての配分となります。

次に漁業種類間の追加配分・融通についてです。追加配分は今回のように資源管理方針に定める割合を基本とします。融通は、枠を大型魚と小型魚で交換した

り、譲ったりもらったりすることを指します。漁獲枠を変更する場合は、今回のように本委員会で諮ることが基本ですが、この要領に基づけば、各漁業種類及び地区の状況に応じた融通が可能となるようにしたいと考えております。

定置網漁業と漁船漁業等の間での融通は、操業状況や過去の漁獲実績を考慮し、定置網漁業では、大型魚は9月末、小型魚は10月15日に残枠があった場合、漁船漁業に枠を譲ることとします。ただし、定置網漁業では、突然大量に漁獲されることもあり得るため、融通後にそのような事態が発生した場合は、融通した枠を戻せるようにします。さらに、期間を定めずに関係者間での調整がついた場合は、枠の交換や受け渡しができることとします。

次に、水産庁の仲介による大臣管理区分や他県との融通についてです。水産庁の仲介による融通は要望数量が1トン以上の場合とし、1トン未満の場合は県内で調整することを基本とします。要望通りの融通ができなかった場合には、調整がついた数量内で県内に配分します。

他県などから枠を譲り受ける場合、国の要領により、9月末までは県全体の漁獲枠の40%を超えていなければ要望できないことになっております。

枠の譲受は、要望できる数量に上限があることから、県内でも要望する場合は上限を設けることとします。

譲受要望は、国の照会があった都度できますが、一定の消化率を達成した場合は再度要望できることとします。

漁船漁業の操業はおおむね12月末で終了することから、残枠は他県に譲り、県全体の消化率を高めることで次年度に追加メリットの可能性がありますので、状況に応じて調整したいと考えております。

国でも他県への譲渡や消化率による追加配分のメリットがありますので、県内においても、ご協力いただいた場合は考慮できるようにしたいと考えております。

なお、この要領は、数量変更の公示日に同時に適用することとします。

要領についての説明が長くなりましたが、以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今の諮問について、質問等ございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

数量は変わりましたがやり方は変わっておりませんので、これでよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：知事許可漁業の制限措置について（諮問）

○議長

それでは次に、議題4について事務局より説明願います。

○事務局（保坂）

知事許可漁業に係る制限措置についての諮問です。（諮問文音読）

昨年12月1日に改正漁業法が施行され、許可漁業の規定も変わりました。この改正に対応し、新たに知事許可漁業の制限措置を定める必要があります。

改正漁業法では、許可又は起業の認可をする場合は、許可等をすべき船舶等の数・船舶の総トン数・操業区域・漁業時期・漁具の種類等の事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこととされています。

これまでに、あわび漁業、なまこ漁業、たこつぼ漁業、いか釣り漁業については、新規の許可をするために既に制限措置を定めております。

改正前の漁業法の下で許可された漁業については、許可された内容や条件が改正漁業法施行後もそのまま引き継がれることになるのですが、改正前の漁業法では、許可の内容として定めていた船舶の総トン数・操業区域・漁業時期・漁具の種類等の事項は、改正漁業法では「制限措置」となり、その内容を明らかにするために、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めておく必要があります。

資料には、現在許可をしている漁業種類について、制限措置となる事項を表にして整理しています。これは現在許可している内容と同じであり、新たに加えようとする事項はありません。

今回は制限措置の内容を明らかにするために定め公示するものであるため、許可すべき船舶等の数又は漁業者の数は0とし、現在許可をしている数は括弧書きで記載しております。

今後新たに許可をしようとする場合は、必要に応じて内容を見直し、改めて本委員の意見を伺った上で、公示することとします。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただ今の諮問について、何かご質問はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

これまでの内容と変更はないとのことですので、よろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案配布後、音読）

○議長

ただ今の答申案でよろしいですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題5：知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）

○議長

それでは次に、議題5について事務局より説明願います。

○事務局（保坂）

知事許可漁業許可方針の改正案について、協議させていただきます。

改正の概要としましては、改正漁業法に基づき根拠法令や語句の整理を行うものです。

具体的には4つあり、漁業種類の「さし網」の「さし」及び「いかつり」の「つり」をひらがな表記から漢字に、「操業期間」を「操業時期」に、「制限又は条件」を「条件」に、「秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」を「秋田県資源管理方針」に修正します。

条件の内容につきましては、許可の有効期間内ですので、新たな条件は加えておりません。

今後、条件を見直す必要がある場合には、所定の手続きを取るか、令和5年の一斉更新時に漁業者等と調整の上、対応することといたします。

説明は以上です。ご協議よろしく願いいたします。

○議長

ただ今の説明について、何かご意見やご質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

語句の修正等でありますので、この内容でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、この内容で異議なしといたします。

議題 6 : 広域漁業調整委員会委員の互選について (協議)

○議長

それでは次に、議題 6 について事務局より説明願います。

○事務局 (保坂)

水産庁から、日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員を選任し報告するよう依頼がありました。

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うことを目的に、漁業法に基づき、国の常設機関として設置されています。

太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の 3 つの委員会があり、本県は、日本海・九州西広域漁業調整委員会に属しています。

本年 3 月に開催された広域漁業調整委員会の次第と、現在の委員名簿をご覧ください。現在、平成 29 年 10 月から令和 3 年 9 月末までの任期で、大竹委員に都道府県互選委員として御出席いただいております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ウェブ会議での委員会開催となりましたが、通常は 11 月と 3 月頃の年 2 回、東京都で委員会が開催され、出席いただくことになります。

任期満了に伴い、新たに秋田海区漁業調整委員会から互選委員を選任いただきたく、ご協議をお願いします。

○議長

ただ今説明がありましたが、互選による選任とのことですので、何かご意見ございますか。

○船木会長代理

引き続き大竹委員にお願いしたいと思います。

○議長

引き続き大竹委員というご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

大竹委員、よろしく申し上げます。

○大竹委員

はい。承知しました。

(拍手で承認)

議題 7 : 秋田海区漁業調整委員会指示 (まき餌使用の制限) について (協議)

○議長

それでは次に、議題 7 について事務局より説明願います。

○事務局 (山田)

県内では平成 29 年 3 月からまき餌釣りを解禁しましたが、一部の地域において

は漁業者からの要望があり、委員会指示により期間を限定して禁止してまいりました。

委員会指示（案）及び令和元年6月25日から令和2年12月31日までの委員会指示内容をご覧ください。

今回、新たな指示を検討するにあたり、男鹿市島及び戸賀地区の漁業者の意見を聴いたところ、遊漁者が残ったまき餌を投棄するなどマナーの改善が見られないことや、まき餌を行う区域が、夏場に潜水漁業を行う漁場と重なることから、引き続き同じ規制を継続して欲しいとのことでした。

なお、遊漁団体等からは、現状の規制の解除を求める意見はいただいております。

以上のことから、指示の内容は前回と同じ、男鹿市島の区域は7月1日から8月31日まで禁止、戸賀から加茂までの区域は8月1日から8月31日まで禁止としたいと考えております。

指示をする期間は、指示の発動について承認いただきましたら、すみやかに県公報に登載の手続きを行うこととし、公報登載日から令和4年12月末までの2か年に渡って指示が有効となるようにしたいと考えております。

また、今回の委員会指示が決定してからも、引き続き、漁業者及び遊漁者等の意見を伺いながら調整を図っていくこととします。

説明は以上です。ご協議よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問をお伺いします。

○三浦委員

漁業者の意見を聴いた上での提案ということで異論はありませんが、禁止期間が異なるのは何か理由があるのでしょうか。

○事務局（保坂）

男鹿市島の区域について禁止期間を7月及び8月としましたのは、この地区で潜水漁業が盛んに行われており、その漁業者から強い要望があるためです。以前は、戸賀から加茂までの区域についても7月及び8月を禁止期間としておりましたが、漁業者から7月は解禁しても良いとの意見があり、前回の委員会指示から8月のみ禁止としたところでした。

○三浦委員

分かりました。

○工藤委員

沖合にもまき餌の規制はありますか。

○事務局（保坂）

沖合にはありません。

平成24年に、水産庁からまき餌規制を緩和をするよう通知が出ており、漁業調整規則によりまき餌を禁止している都道府県は東京都・茨城県・福井県のみとなっておりましたが、福井県も規制が緩和されました。全国的に、遊漁者には「まき餌は可能」という認識が広まっています。

○工藤委員

沖合で、メバルを釣るのにまき餌をしている船がおり、他の漁業者から規制はないのかと聞かれたことがあったため確認したかったもの。

○議長

全国的にまき餌は緩和する方向になっており、本県でもこの区域・期間のみの規制となっているということです。こちらの内容でよろしいでしょうか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○議長

それではこの内容で、委員会指示を発動することとします。事務局で手続きをお願いします。

議題 8 : その他

①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

議題の「その他」に移ります。

秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

洋上風力発電関係の経過状況について報告します。

前回の委員会からの新たな動きですが、能代市・三種町・男鹿市沖の促進区域と由利本荘市沖の促進区域について、参入希望事業者からの公募占用計画の提出が先月27日で締め切られています。

新聞等には様々な企業体の名称が載っていましたが、資源エネルギー庁は、現時点では応募した事業者名等を公表せず、事業者決定時に、決定事業者名と評価点数、2位以下の事業者については、事業者名を伏せた上で点数のみ公表するようです。

次に、八峰町・能代沖について、現在、国では第3回目の協議会を今月下旬に開催する方向で調整しています。

男鹿市・潟上市・秋田市沖については、前回からの動きはございません。

ここで、洋上風力発電事業の全体の流れと現在の進捗について、あらためて御説明したいと思います。

港湾区域を除く、いわゆる一般海域での洋上風力発電は、再エネ海域利用法に基づいて進められます。

男鹿市・潟上市・秋田沖の海域については、今年3月、有望な区域の候補として国に情報提供しましたが、まだ選定されていない状況です。

八峰町・能代市沖の海域については、昨年7月に有望な区域として選定されましたが、促進区域の指定には至っておりません。協議会で利害関係者の合意が得られた場合、促進区域指定となる見込みです。

最も進んでいるのは、能代市～男鹿市沖、由利本荘市沖の2海域です。先ほど

もお話ししましたが、事業者による公募占用計画の提出が締め切られ、審査・評価の段階に入ります。

促進区域の指定プロセス図に、男鹿市・潟上市・秋田沖の海域と、八峰町・能代市沖の海域のマークを付けておりますので、現在の位置と今後の流れが分かると思います。

促進区域指定後の公募プロセス図には、能代市～男鹿市沖と由利本荘市沖の海域の現在の位置を示しています。今後、審査等に要する期間は、第1段階の審査に約2ヶ月、第2段階の評価に約3ヶ月、合計約5ヶ月かかり、事業者の決定は今年10～11月になる模様です。

次に、公募占用計画の評価の全体像をご覧ください。これは、事業者選定の評価における配点について記載したものです。

240点満点中、半分の120点が発電された電気の供給単価となっております。供給単価は経済産業大臣が決定しますが、その上限単価は1キロワット当たり29円となっております。評価においては単価が低いほど有利になります。

残りの120点のうち80点が洋上風力発電事業の実施能力で、例示されているような項目について評価されます。

残りの40点は、地域との調整、地域経済等への波及効果となっております。例示の中に「周辺航路、漁業等との協調・共生」があります。ここに注目すれば、漁業関係での配点はあまり高くないようです。

いずれ、このような形で作業が進み、この秋には事業者が決定し、数年後には風車の建設が始まることとなります。

説明は以上です。

○議長

ただ今の説明についてご質問ございませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

質問がなければ資料を参考になさってください。今後も随時、情報提供したいと思います。

②新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について

○議長

次に、新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

会長のご挨拶にもありましたとおり、例年、3海区による連絡協議会、併せて秋田と山形、山形と新潟による両海区の入会協議会が開催されており、今回は秋田海区が担当県となっておりますが、例年どおりの7月開催は困難な状況であることから、次のとおり開催案をまとめましたので、提案させていただきます。

開催日は、新型コロナウイルス感染症の収束を見込み、また、県議会の開催予

定日を考慮して10月12日（火）と翌13日（水）とし、時間の割り振りは過去の開催を参考にしています。

開催場所は、交通の便を考え秋田市としております。翌日の視察先は、水産振興センター栽培漁業施設を候補に考えております。

開催可否の判断は、遅くとも9月上旬までに行う予定です。対面での開催が困難と判断される場合は、Web会議は行わず、中止とすることとします。ただし、会議中止であっても、昨年と同様に会議資料はとりまとめたいと考えています。

3海区協議会では、各海区から提出いただいた提案・照会事項について話し合いが行われますので、取り上げたい事項がありましたら、次回の委員会までに事務局にお知らせくださるようお願いいたします。

参考として、過去7年分の提案・照会事項の一覧をお渡ししております。昨年度、秋田海区からは、クロマグロの遊漁者に対する対応について照会事項を提出しております。

○議長

ただ今の説明について、何かご質問、ご意見ございませんか。

○委員

（発言なし）

○議長

昨年度も同じような形で中止になりましたが、Web会議は行わず、会議資料のとりまとめは行ったということですね。

○事務局（斎藤）

はい。担当県であった山形海区から資料が届いております。

○議長

新型コロナウイルス感染症の状況次第ということですが、現段階ではこの内容でご了解いただけますでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

③秋田県資源管理協定審査基準について

○議長

次に、秋田県資源管理協定審査基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

改正漁業法において、漁業者は、県資源管理方針に基づいた資源管理協定を締結し、自主的な資源管理を推進するとされています。

このたび、国が示す資源管理協定認定基準の例に従いまして、5月7日付けで審査基準を定めましたのでご報告します。

○議長

これは漁業法改正前にもあったのですか。

○事務局（保坂）

この基準は新たに定めたものになります。

議題3のくろまぐろの説明の中で、「今後、漁業者間での協定締結を検討したい。」とお話ししましたが、改正漁業法では、その協定について知事の認定を受けることができるとされています。認定を行うには審査基準が必要なため、新たに策定しました。

○議長

委員の皆さまから何かありませんか。

○三浦委員

これは、海区漁業調整委員会への諮問事項には該当しないのですか。

○事務局（保坂）

この審査基準については報告事項となります。県資源管理方針そのものの策定や変更については海区漁業調整委員会への諮問事項となりますので、その方針に基づいて策定される資源管理協定とその審査基準についても、委員の皆様に情報として知っていただきたいと思い、報告させていただいたところです。

○議長

県で定めた基準の報告ということですね。

○事務局（斎藤）

はい。

○議長

基準を定めたという報告でしたので、他に質問がなければ以上とします。今後何か疑問等あれば、随時聞いてください。

④資源管理手法検討部会に関する意見表明の申し出について

○議長

次に、資源管理手法検討部会に関する意見表明の申し出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

このたび、国の水産政策審議会資源管理分科会の下に、新たに「資源管理手法検討部会」が設置されました。

新たなTAC管理魚種の検討にあたって、現場の方の意見を聞き意見交換を行うため、部会内で実際に議論いただく参考人として、対象資源と深い関わりを有する漁業関係者又は対象資源の特性や採捕の実態等について専門的知見を有する者の推薦依頼と、意見の申し出に係る報告依頼がありました。

現在、海面4漁協、県水産振興センター、県栽培漁業協会に対し、参考人候補者の推薦等について照会中です。

委員の皆様におかれましても、対象となる水産資源の管理について意見を申し出たいとご希望の方がいらっしゃいましたら、事務局までお声がけください。

○議長

資料に「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」がありますが、これに基づいて魚種が拡大されていく予定で、それに対して意見を述べたい場合は申し出て欲しいということですか。

○工藤委員

漁業者は生活がかかっており、TAC魚種が増えていって自分が行う漁業に対して制限がされるのであれば必ず意見があるはず。TACの基準が全く獲れなかった年に設定されたりすると、漁業者が締め付けられることになりかねない。漁業者又は漁業者委員から何名か選んで出しても良いのではないか。

○事務局（保坂）

資源管理の強化は、今回の漁業法改正の目玉として挙げられているところです。

現在は8魚種がTAC管理となっており、それにより日本全体の漁獲量の6割程度が管理されていることとなります。水産庁では、漁獲量の8割をTAC管理とすることを目標としています。

どの魚種であれば管理ができるか検討するにあたっては、漁業種類や漁業の形態によって事情も異なることから、具体的にどういう問題があるか等、漁業者の意見を聞いた上で進めていくこととなります。その意見を聞く場として、この資源管理手法検討部会が新たに設けられました。

一つの魚種に対して参考人の数は最大で10人程度となっており、漁獲量が多い都道府県、その魚種への依存度が高い都道府県又は漁業種類の団体からの推薦が見込まれます。しかし、参考人でなければ意見を出せないということではなく、意見表明を申し出ることもできますので、漁業者委員の皆様からも、漁業者の一人として本県における実情や意見を申し出ていただけると考えております。

○議長

どういった水産資源が、本県に関係が深いのですか。

○事務局（百瀬）

本県で漁獲量がある水産資源として、マダラ本州日本海北部系群、ニギス日本海系群、ブリ、アカガレイ日本海系群、ベニズワイガニ日本海系群、ヒラメ日本海北・中部系群、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群を想定しております。

○議長

これらの水産資源について検討が進んでいくので、参考人として適任の方がいる場合は推薦を、意見を表明したい場合は申し出るということですね。

工藤委員が仰るように、現場の意見を伝えたい漁業者は、様式に記載して申し出ていただければ良いようです。今後、漁獲量の8割をTAC管理にということなので、意見はどんどん出していく必要があると思います。

これは秋田海区としてとりまとめるのですか。

○大山事務局長

とりまとめは県の業務として、水産漁港課が行います。

このような機会があることを漁業者の方々へお伝えするため、本日の委員会でも情報提供させていただきました。

○議長

意見を申し出る場があるとの情報提供でしたので、有効に活用していただければと思います。

⑤令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

○議長

次に、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

会長のご挨拶にもありましたが、全漁調連の議案については、会長・副会長会議、理事会の順に承認され、通常総会に諮られますところ、新型コロナウイルス感染症の影響により全てが書面決議になりました。5月27日に事務局にメールで届いた総会資料を会長に転送し、確認していただいた上で回答しています。回答期限が先週6月4日であったため、現在、全漁調連事務局においてとりまとめ中と思われま。す。次回の委員会では資料をお示しいたします。

また、今年度に延期されていた全漁調連70周年記念大会も中止となりました。この記念大会で、当海区の後藤前委員、澤木前委員が水産庁長官から直接感謝状を受ける予定でしたが、当事務局に感謝状が送付されることとなりましたので、何らかの形でお二人にお渡ししたいと考えております。

○議長

全漁調連の議案については6月4日が回答期限でしたので、会長の責任において回答させていただきました。御了承ください。

また、全漁調連70周年記念大会は中止となりましたが、代わりに記念誌を発行する段取りで進んでいるようです。

⑥その他

○議長

次に「⑥その他」ですが、事務局から報告があるようですのでお願いします。

○事務局（斎藤）

前回の委員会で協議いただきました山形海区とのごち網の入会協定ですが、6月1日付けで山形海区会長から、協定締結に異存なしとの回答があり、同日付けで締結されましたのでお知らせします。

先にお話しした、3海区連絡協議会の際に開催される山形・秋田両海区入会協議会で、確認・協議することになっていますのでよろしくお願いします。

○議長

ただ今の説明について、何かご質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

特になければ御了解いただきたいと思います。

8 その他

○議長

議事については全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局からはありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

12 閉会

○議長

議題が全て終了しましたので、第22期第2回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了